



広報

さい

2006 (平成18年)

4

No. 440

発行・編集/〒039-4711
青森県下北郡佐井村

大字佐井字糠森20

佐井村役場 総務課

TEL : 0175 (38) 2111

FAX : 0175 (38) 2492

17年度交通安全呼びかけに協力してくれた児童



今月の主な内容

合併住民説明会

2・3

3月の出来事

8・9

消防分署から

4

住民福祉課から

10

交母だより

5

お知らせコーナー

11

こちら佐井駐在所

6

戸籍の窓口・他

12

保健師だより・歯科だより

7

佐井村の人口

2月28日現在

男 1,447 (一七)

計 2,855 (一一一)

女 1,408 (一四)

世帯数 1,091 (±0)

() 内は前月比

「市町村合併住民説明会」を開催



説明会の様子（津軽海峡文化館「アルサス」）

三月六日から八日まで、村内三会場で「市町村合併に関する説明会」を開催しました。参加総数は九八名で、当日の説明会では、多くの意見・質問・要望が出されました。春漁の準備などで忙しい時期での開催にもかかわらず、数多くの参加をいただき、本当にありがとうございました。

今回の説明会では、北通り三町村（大間町・風間浦村・佐井村）で構成する合併協議会での協議結果、これまでの取り組み、今後のスケジュールについての説明が行われました。

これまでの経過

大間町、風間浦村及び佐井村の三町村で構成する「北通り三町村合併協議会」は、合併特例法の規定に基づき、三町村の同一請求代表者から合併協議会設置に関する請求がなされ、各町村の議会の議決を経て、平成十七年六月二十日に設置されました。

以来、平成十七年七月十五日開催の第一回協議会から平成十八年二月二十三日開催の協議会まで、計十三回に亘り会議を開催し、四十六項目に及ぶ全ての合併協定項目の協議を終えております。

主な合併協定項目の内容

■合併の方式

風間浦村及び佐井村を廃し、その区域を大間町に編入する。

■合併の期日

平成十八年十月一日

■新町の名称

大間町

■新町の事務所の位置

現大間町役場

■議会の議員の定数及び任期

一、風間浦村及び佐井村の議会の議員は、大間町の議会の議員の残任期間中（平成十九年四月）に限り、引き続き大間町の議会の議員として在任する。

二、新町の議会議員の定数は十六人とし、選挙区は設けない。

■特別職の身分の取扱い

風間浦村及び佐井村の常勤の特別職の職員（三役及び教育長）は、失職する。

■事務組織及び機構の取扱い

一、当分の間、現在の大間町の庁舎を本庁舎、風間浦村及び佐井村の庁舎を総合支所とする。

二、新町の事務組織及び機構については、合併時までに住民サービスが低下しないよう十分配慮し、新町における事務組織及び機構の取扱いの基本方針等に基づき整備する。

その他の合併協定項目の内容については、協議会だよりをご覧ください。

住民からの 意見・質問・要望

Q 新町の議会で述べて欲しいし、我々も新町長に心配りをしてもらえるよう要望する。

Q 住民の一番の心配は、合併後の生活である。その不安感を消すような対応をお願いしたい。

A 合併後の佐井村役場は、総合支所として存続する。総合支所にある程度の権限を持たせることで住民生活に支障のないような対策を求めていきたい。

Q 仮に三町村で合併できなかった場合、別の合併を模索する考えはあるのか。

A これまでの経緯を踏まえれば、今すぐに「むつ市」へ合併を申し入れできる立場にないため、当面、単独で行かざるを得ない。今以上に行財政改革を行い、住民からも汗と血を流してもらい、共に痛みを分かち合い行政運営をして行くしかない。後は、色々財源を模索してみるとか、そういう方向に考えを転換しなければならぬ。

Q 合併により住所が変わるが、長後から牛滝地区まで「佐井」という表記がなくなるが、現在の「大字長後」を、なぜ、「大字佐井」に変更できないのか。

A 明治の合併の際、旧佐井村と旧

長後村が合併した経緯が分からなくなるといふことと、合併による住所変更を極力少なくし、住民の混乱を防ぐため、更には、住所変更による経費負担を極力抑えるためである。

Q 合併協定項目の中に、合併後に調整するという項目が多いが、新町において、佐井村の意見が反映されるのか心配である。

A 佐井村の議員は在任特例により、十九年四月までは大間町の議員として在任するので、議員が地域の実情を訴えて、地域住民の声を新町長に伝えてほしい。



Q 三町村長の考え方が違う中で合併した場合、編入合併であることから、現在の大間町長が新町長となるが、編入される両村への配慮がなされるのか不安である。

A 編入合併であるが、対等合併であるという姿勢で協議に望んでいる。問題は、新町長の心配りである。私は合併と同時に失職するが、議員は在任特例により、十九年四月まで在任し、その後、選挙となる。佐井村から一人でも多くの議員を送り出し、地域の現状を大い



今後の予定

Q 三町村長の合併に対する考え方が違うので、本当に合併できるのか不安である。合併できない場合の佐井村の財政状況はどうなるのか。

A 十七年度当初予算では財源不足があったが、決算では収支均衡が保てる見込みである。しかし、十八年度以降も厳しい財政運営が続き、現在の推計では、二十一年度で累計六億八千万円の累積赤字が生じる見込みである。

■三町村長会議 三月十六日

案件：合併関連議案を議会に付議することの意思確認について

■第十四回協議会 三月二十四日

案件：今後の協議会を含めた対応について

今後の予定については、大間町において「大間町の合併についての意思を問う住民投票条例」が制定されたことに伴い、その結果が出るまでの間、活動を休止することとなります。

平成18年 春の火災予防運動実施

期 間 4月10日(月)～4月16日(日)

統一標語 『あなたです 火のあるくらしの 見はり役』

3つの習慣

1 寝たばこは、絶対やめる。



2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。



3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



消防法が改正

皆様のお宅に火災警報器の設置が法律によって義務付けられました。

- ・新築住宅は、平成18年6月1日以降着工の住宅に設置。
- ・今住んでいる住宅は、平成20年5月31日までに設置。
- ・今後も、広報誌等を配布して説明しますのでご覧下さい。

4つの対策

1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。



3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

操作は簡単！初期消火に効果を発揮します。

①安全栓を引き抜く



②ホース又はノズルを火元に向ける



③レバーを強く握る



初期消火が簡単！

2 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

防災品



非防災品



防災製品は燃えにくいものです。

4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



※不明な点は、佐井消防分署 予防係 電話38-2266までお問い合わせ下さい。

大間警察署長より感謝状

～交通死亡事故ゼロ3,000日～



三月十五日（水）、役場村長室で大間警察署長より、佐井村交通安全対策協議会と佐井村交通安全母の会に交通死亡事故ゼロ三〇〇〇日達成の感謝状が授与されました。

交母だより



佐井村
交通安全母の会

みんなで続けていこう！
交通死亡事故ゼロ
次の目標は3,500日

記録

3,039日

(4/1現在)

早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！
四月の早めの点灯時間は午後四時三十分です。

ドライバーのみなさんへ

- ①生活道路では特に警戒！
- ②子どもを見かけたら、その反対側にも目配り！



- ③駐停車車両の陰に目配り！
- ④横断歩道周辺にも目配り！
- ⑤右・左折側は側方の安全を確認！



新入学(園)児を守るために



保護者のみなさんへ

- ①子どもと一緒に通学(園)路を点検！



- ②とび出しをしないよう指導を徹底！
- ③信号の色の意味や利用方法を指導！



- ④車の直前直後横断の危険性を理解させる！



- ⑤交通ルールを正しく理解し、模範行動を実践！

春の全国交通安全運動に参加しよう！

1. 期 間 平成18年4月6日(木)～4月15日(土)までの10日間
2. 運動重点 ○子どもと高齢者の交通事故防止
○自転車の安全利用の推進
○シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

春の安全・安心まちづくり旬間

青森県では、本年4月1日から「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」が施行されました。この条例は、春と秋の2回旬間を定めて集中的に広報啓発を行い県民の防犯意識の高揚を図ると共に「自分たちの地域の安全は自分で守る」という認識のもと行政や警察と地域が連携し、犯罪の発生抑止に取り組んでいくことを目的としております。

春は、桜祭りやゴールデンウィークなど外出する機会が多く、留守を狙った空き巣や少しの油断を狙った乗物盗、祭り会場でのスリ・ひったくり事件などの街頭犯罪が増加します。身近な犯罪から暮らしを守るため、自分の安全は自分で守るという強い意志を持ち、地域の連帯意識を高めて、犯罪のまちづくりに取り組みましょう。

期 間 4月21日(金)から4月30日(日)までの10日間

巡回連絡にご協力を！～「お変わりありませんか？」～

交番・駐在所の警察官は、地域住民の安全・安心と日常生活の平穏を守るため、皆さんのご家庭や事業所などを1軒1軒訪問し、

- ・警察官に関する意見要望の確認
- ・事件・事故に遭わないためのアドバイス
- ・緊急連絡先の確認

などを行う「巡回連絡」を実施しています。

その際、「巡回連絡カード」に住所や名前を記入してもらいますが、プライバシーは守られます。訪問の際は気軽に声をかけてください。



振り込め詐欺に注意を！

悪徳業者のやり方

大間町でも
振り込め詐欺
が発生!!



低金利でお金を貸します。
あなたの信用を確認するため、
こちらに一度、お金を振り込んで下さい。
確認したら、すぐに融資します。



そのお金、振り込んで大丈夫?悩んだら駐在に相談!!
大間警察署 37-2211 佐井駐在所 38-2218
担当者 諏訪内



駐在日誌 ～2月中の事件・事故概況～

【事 件】 事件の発生はありませんでした。 【事 故】 物損事故 2件～糠森、矢越地区
事件、事故に遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう



佐井村の皆さん お元気ですか？

2月5日(日)正午から、府中市で多摩方面佐井出身者の懇談会が開催されました。当日は、25名の参加者があり、懐かしい顔ぶれとの再会に大変盛り上がりしました。

佐井出身の演歌歌手「下北二郎」さんの歌謡ショーを佐井から調達した煮しめ、海産物をほおぼりながら楽しみました。

また、村からは、公務出張中の樋口総務課長が出席し、合併問題など村の状況を説明しました。

新人消防団員が基礎研修

2月26日(日)、むつ消防署3階で県消防協会むつ下北支部団員特別教育研修会が開催され、佐井村消防団から10名の団員が参加しました。午前の部は普通救命講習会を実施し、心肺蘇生法と「AED」の使用法を受けました。午後の部は、訓練礼式を行い、停止間の動作、行進間の動作、表彰の受領要領などを行いました。

「AED」とは？

心筋梗塞や不整脈などの原因で心臓の筋肉が規則正しく収縮できないため、心臓は血液を送り出すことができなくなり、短時間のうちに意識を失ってしまいます。ここで、「AED」により除細動（電気ショック）を与えることで心臓を元の規則正しい収縮に戻してやることができます。昨年7月から、一般の人も講習を受ければ使用できるようになりました。



婦人のつどい

3月4日(土)に津軽海峡文化館「アルサス」で、第18回婦人のつどいが開催されました。村内の婦人団体が一同に集い「笑いあり、感動あり」のアトラクションが20演目以上上演され、大いに盛り上がりしました。

笑いあいの芸能発表会

3月5日(日)、矢越生活改善センターで矢越地区芸能発表会が開催されました。まず、最初に御神楽「七琴調」から始まり、漁業婦人部の「舞踊」、若者会の「鮭大謀網囃子」など合計18演目が行われました。観客からはたくさんのお花があがり、会場は大いに盛り上がりました。



古佐井共済会 ▶



原田共済会 ▼



北通りの郷土芸能が 集結！

3月5日(日)に北通り総合文化センター「ウイング」で、第2回北通り地域郷土芸能発表会が開催されました。

大間町・風間浦村・佐井村からそれぞれ2団体の計6団体が出演し、長い間受け継がれてきた民俗・郷土芸能を披露しました。

佐井村からは、原田共済会と古佐井共済会が上演し、会場からは溢れんばかりの歓声や拍手を浴びていました。

日本損害保険協会より 軽消防自動車が増設されました

この度、社団法人 日本損害保険協会より全自動小型ポンプ付軽消防自動車が佐井村に寄贈され、3月10日受納式が行われました。

同協会は、昭和27年から全国の自治体に消防車両等の寄贈事業を実施しており、今年度は全国20自治体へ軽消防自動車を寄贈、うち1台が佐井村へ贈られました。この車両は、四輪駆動の軽トラックをベースにしたもので、狭い箇所や悪路での走行に適しており、当村消防力の強化が図られ、初期消火に威力を発揮するものと期待できます。軽消防自動車は、当村消防団本団へ配置され、本村での火災時は基より、各分団への応援へも出動します。なお、同協会からは、昭和62年度に消防タンク車が寄贈され、当村消防力の強化・拡充に寄与されています。



住民福祉課からお知らせ

青森県内広域予防接種が始まります。

4月1日から、事情があり住所地市町村が行う定期予防接種を受けられない場合、住所地以外の県内医療機関（広域予防接種協力医療機関）において、公費負担で接種できるようになります。ただし、この広域予防接種は、現行の市町村で実施する定期予防接種を補完するものですので、出来る限り市町村の実施する定期予防接種を受けてください。

なお、県外の市町村で予防接種を希望する場合は、今までどおり希望市町村へ依頼の手続きが必要となります。

○対象者

- ①やむを得ない事情により接種機会を逃した方
- ②里帰り出産等のため実家などで予防接種を希望する方
- ③接種要注意者（基礎疾患を有する者等）でかかりつけ医がいるなど住所地市町村以外での予防接種を希望する方等

○対象となる予防接種

- ①三種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき）
- ②二種混合（ジフテリア、破傷風）
- ③麻しん及び風しん
- ④日本脳炎（国において積極的な勧奨を再開した後となります。）
- ⑤BCG ※ポリオはこれまでどおり市町村で行う集団接種となります。

○手続きについて

住所地以外で予防接種を希望する方は、電話等で住所地の役場担当課へ連絡してください。要件が満たされており、希望する医療機関が広域化に登録していれば接種できます。医療機関への予約等は各自で行ってください。接種費用については、公費負担になりますので自己負担はありません。ただし、市町村に連絡をしないで接種をしますと任意の接種となり、費用も自己負担になりますのでご注意ください。

○お問合せ 佐井村役場 住民福祉課 健康福祉係 38-2111

県税の口座振替のお知らせ

◇口座振替の利用できる県税

- 自動車税 6月納期分（定期賦課分）
- 個人事業税 8月・11月納期分（定期賦課分）
- 法人県民税・事業税
中間申告分及び確定申告分（期限内申告分に限る）
- 軽油引取税
特別徴収義務者の申告分（徴収猶予分を除く）

◇申込方法

通帳と預金届出印を持参の上、最寄りの取扱金融機関又は県税事務所にお申ください。
※預金口座は、納税義務者本人名義のものに限ります。

◇主な取扱金融機関

青森銀行、みちのく銀行、下北信用金庫など

◇振替日

- 自動車税、個人事業税
納期限の日
- 法人県民税、事業税、軽油引取税
原則として、申告期限の属する月の翌月25日

◇注意事項

振替日から数日間は県税事務所の窓口では振替の確認が出来ませんので、その期間に納税証明書が必要な場合は、口座振替分の記帳を行った預金通帳を持参していただく必要があります。

◇お問合せ

むつ県税事務所総務課 22-8581（内204）

国民年金だより

役場住民福祉課 ☎2111

青森社会保険事務局

むつ事務所 ☎2278

国民年金保険料の未納はありませんか

平成17年度分の国民年金保険料は4月中に納めてくださるようお願いいたします。
ただし、平成18年3月分の保険料の納付期限は5月1日です。未納期間は、納付期限から2年を経過すると、時効により納めることができなくなるのでご注意ください。未納期間があると将来受ける年金が減額されたり、万一のケガや病気による障害基礎年金、あるいは子のある妻や子を残して一家をささえる加入者が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合もあります。未納がないかお手元の納付書の確認をお願いします。

納める場所は、納付書に現金を添えて、各金融機関、コンビニエンスストア、社会保険事務所の窓口となっています。

国民年金保険料の 学生納付特例制度を希望される方へ

年度ごとにあらためて
手続きが必要です。



申請手続きは、住所地の
市町村の国民年金担当窓
口で！

平成17年度（平成17年4月～平成18年3月）に国民年金保険料の学生納付特例制度を申請・承認された方で平成18年4月以降も学生で学生納付特例を希望される場合は、あらためて申請手続きが必要です。学生納付特例制度を希望されない場合は、社会保険庁から送付の納付書で保険料を納めてください。

平成18年4月分から、学生納付特例を受けるためには、お早めに申請手続きをしてください！

4月上旬に平成18年度の国民年金保険料納付案内書が送付されます。

※4月中旬になっても納付案内書がお手元に届かない場合は、社会保険事務所までお問い合わせください。

お知らせコーナー

刑事手続における 犯罪被害者のための制度

裁判所における刑事手続では、犯罪によって被害を受けた方等に配慮するための様々な制度が設けられています。具体的には、①裁判の優先的傍聴の配慮、②刑事事件記録の閲覧・コピー、③証人の不安や緊張等を緩和するための措置、④法廷での心情や意見の陳述、⑤民事上の争いについて示談ができた場合の刑事裁判の公判調書への記載の各制度です。

これらの制度の利用を希望する方や、もっと詳しく知りたい方は、事件を担当する裁判所までお問合せください。また、各裁判所に備え付けてあるリーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」もご覧ください。

事業主の皆様へ

労働保険（労災保険・雇用保険）の申告・納付はお済みでしょうか。平成十七年度確定保険料・平成十八年度概算保険料の申告時期となりました。保険料申告書の提出及び保険料の納付期限は五月二十日（十八年度は五月二十二日）です。お早めにお近くの金融機関、郵便局等で手続をしてください。

なお、申告・納付が同時に出来ないときは、黒と赤で印刷された申告書は最寄りの労働基準監督署又は青森労働局へ、ふじ色と赤で印刷された申告書は青森労働局へ提出してください。

◆お問合せ

青森労働局労働保険徴収室
〇一七―七三―四一四―四五

青森県動物愛護センターより

当センターでは、これまで保健所でつづけてきた放浪犬の捕獲やペットに関する苦情対応などの業務を行います。また、動物ふれあい活動やアニマルセラピー推進事業などの新しい事業も行い、命の大切さを実感できる総合的な動物愛護管理行政を推進します。

なお、動物愛護センターのペットに関する相談窓口は、弘前、八戸、五所川原、十三及びむつ各保健所にも設置されますのでご利用ください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆お問合せ

青森県動物愛護センター
〇一七―七二―六六―〇〇

産業雇用安定センターより

当センターでは、全国ネットワークを通じて人材情報の収集や提供を行い、出向、移籍の相談、斡旋などを行っています。また、企業に在籍している方で転職を希望されている方の職業相談や紹介を行っています。

人材情報や相談などの費用は一切無料です。また、人材情報の秘密を他に漏らすことはありません。当センターでは現在、人材を送り出す企業と受け入れる企業からの情報をお待ちしています。

◆お問合せ

産業雇用安定センター
全国共通 〇五七―〇〇〇―一六〇―一〇
青森事務所 〇一七―七七―七二―八七―〇二

むつ科学技術館より

【巡回展「電気をいっしょにやってみよう」】
日時 四月十三日(木)～七月十三日(木)

- ①「五味太郎シリーズ・みんなうち」
 - ②「ミニゲージョーハンター」
 - ③「一五〇〇〇」
 - ④「一五〇〇〇」
 - ⑤「ティスカハリリーチャンネル・地震」
 - ⑥「一〇〇・四〇〇」
 - ⑦「科学技術週間イベント」
- 日時 四月十七日(月)～二十三日(日)
〇一七―四一―四一―四一

◆お問合せ

むつ科学技術館 一五―一〇九―

白神山地ビクターセンターより

平成十八年四月一日から当センターの管理・運営は、青森県から青森県森林組合連合会に委託され、左記のとおりとなります。

◆開館時間

九：〇〇～一六：三〇

◆休館日

- (一) 四月～十二月 第二月曜日
(祝日の場合は翌日)
- (二) 一月～三月 毎週月・木曜日
(祝日の場合は翌日)
- (三) 年末年始
(十二月二十九日～一月三日)

◆入館料

入館 無料
映画観覧 一般 二〇〇円
小・中学生 一〇〇円

◆お問合せ

※団体割引(二〇名以上)
白神山地ビクターセンター
〇一七―二八―五二―八二―一

平成十九年歌会始のお題及び 詠進歌のお知らせ

◆お題 「月」

◆詠進歌の詠進要領及び注意事項
左記にお問合せください。

◆詠進の期間

お題発表の日から九月三十日までとし、郵送の場合は、消印が九月三十日までのものを有効とします。

◆郵便の宛先

一〇〇―八一一― 宮内庁
※封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

◆お問合せ

宮内庁ホームページ
<http://www.kunatcho/12/d12-08.html>

NTT東日本発行の電話帳を 配達・回収いたします。

NTT東日本青森支店では、四月中に順次、新しい電話帳（平成十八年五月発行）を各家庭・事業所にお届けします。その際、現在お使いの電話帳は新しい電話帳とお取替しますので、配達員へお渡しください。NTTでは、地球環境保護として、回収した古電話帳から新しい電話帳を作る「電話帳循環型リサイクル」を行っています。

◆お問合せ

タウンページセンター
〇二〇―一五―〇六―一三〇九

大問病院より

四月一日から歯科外来の診療時間が次のとおりとなります。

	受付時間	診療時間
月	午前 9時30分～12時30分 午後 2時30分～6時30分	午前 9時30分～午後 1時 午後 2時30分～7時
火	午前 9時30分～11時30分 午後 1時30分～5時	午前 9時30分～12時 午後 1時30分～5時30分
水	午前 8時30分～12時	午前 8時30分～12時30分
木	午前 9時30分～12時30分 午後 2時30分～6時30分	午前 9時30分～午後 1時 午後 2時30分～7時
金	午前 8時30分～11時30分 午後 1時30分～4時	午前 8時30分～12時 午後 1時30分～4時30分

戸籍の窓口

3月15日現在

◎お誕生おめでとう

長島 桜輝 (信市郎) 大佐井

◎ご結婚おめでとう

(石戸 貴広 古佐井
田中 和美 福 浦)

◎おくやみ申し上げます

横濱 信雄 (まき子) 大佐井
佐藤 政治 (れゑ) 原 田
太田 高光 (京 子) 古佐井
鹿嶋 たつ (健 一) 大佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

緑あふれるふるさと創りのために～「緑の募金」にご協力ください～

家庭募金活動を主体に、全村で「緑の募金」運動を展開したところ、平成17年は323,546円の募金をいただき、誠にありがとうございました。

募金額323,546円の45% (145,596円)が佐井村緑化推進委員会に交付され、平成17年の緑化推進事業として、各地区や学校などで緑化づくりに活用されました。

かけがえない緑を守るため、今年も「緑の募金」運動を行いますので、村民のみなさんのご協力をお願いします。



■緑の募金期間

・春季募金活動 (4月1日～5月31日)

家庭内募金活動を中心に、町内会等が母体となり、官公庁、学校、企業などが、募金箱による募金を展開します。

・秋季募金活動 (9月1日～10月31日) イベントなどでの募金活動を行います。

■募金の主体

佐井村緑化推進委員会 (以下「村緑推」) が行ないます。

村緑推では、家庭内募金を行政連絡委員及び補助員の協力を得ながら行ないますので、趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

■その他

村緑推では、公共施設等 (学校、公園、社会福祉施設等) の緑化を実施したい団体等を募集します。

・1団体16,000円以内で緑化事業に対し助成します。

・12団体になり次第締め切らせていただきます。・申し込み期限は、5月末までです。

■問合せ先 佐井村緑化推進委員会事務局 (役場産業建設課内) 電話38-2111

「あたまの体操」

Q1. この場所はどこ?



Q2. くれないと出てこないものはなに?



青2目 2V
(川) > 野 (野) 川 野 野 1V

お詫び

※3月号広報さいのお詫びと訂正

【2月の出来事】

佐井村小学生卓球大会

四年以下女子 準優勝

(奥野真由→島野真由)

関係各位に深くお詫びいたします。

希少な山野草の保護対策に皆様のご協力を

佐井村に自生する希少な山野草は、これから春先、この地域だからこそ美しく咲き、私たち見る人の心を感動させてくれます。しかしながら、ここ数年来の山野草ブームにより地域の貴重な山野草の盗掘が後を絶たず、一部地域では絶滅の危機に瀕しています。

地域全体で長年に亘り見守ってきた宝ものである山野草を乱雑に踏みじりに、盗掘する心ない者を私たちは許せません。貴重な山野草の盗掘は犯罪行為です。私たち関係機関も連携してパトロールの実施強化など被害防止に当たりますが、地域の皆様方にも幅広くご協力をいただき、この地域全体で心ない犯罪者に対して目を光らせていることをPRしながら、盗掘防止対策を進めたいと考えています。

貴重な山野草の盗掘現場を見たり、盗掘を疑われる不審者や車両を見つけた場合は、車両ナンバーを控えたり、早めに下記まで通報していただくなど、私たち地域全体で取組みたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。

◎通報先 下北森林管理署…0175-22-1131 佐井村役場…0175-38-2111
佐井森林事務所…0175-38-2267 大間警察署…0175-37-2211
牛滝森林事務所…0175-38-5006 佐井警察官駐在所…0175-38-2218

募集コーナー

税務職員募集 (大学卒業程度)

今回募集を行うのは、試験内容が大学卒業程度の「国税専門官」です。

◇受験資格

1 昭和54年4月2日から昭和60年4月1日生まれの人

2 昭和60年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの

(1) 大学を卒業した者及び平成19年3月までに大学を卒業する見込みの者

(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◇受験申込受付期間 平成18年4月3日(月)～14日(金)

◇受験申込書の請求 最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課又は人事院東北事務局

◇お問合せ 仙台国税局人事第二課 022-263-1111 (内3236)

じっちゃん 長生きしてけせよ!!
ばっちゃん

福祉7片回数券

病院さ行くにも、孫の顔見さ行く時も…

500円以上なら5枚の値段で7枚ついてるとってもお得な

<7片回数券> 65才以上の方に限ります。



500円以上の
キップ
×
5枚(の料金)

下北交通
なら
7枚分
ついてます

下北交通株式会社

本社 〒035-0041 青森県むつ市金曲1-8-12

☎(0175) 23-3111

FAX(0175) 23-4682